

令和2年2月28日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症対策の対応について

日頃から区の保育施策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症については、集団形成による感染拡大を防止することが重要となっております。そのため、文京区の保育園では、感染の機会を減らすことを目的とし、各園で下記のとおり対応することとしています。保護者の皆さまにおかれましても、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しております。今後も各園ときめ細かく情報共有を図り、必要な連絡をまいりますので、皆さまにおかれましてもご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 うがい、手洗いの励行

日頃からの衛生管理をしっかりと行います。
保護者の皆さまもご協力をお願いいたします。

2 体温の確認

保育園職員は出勤前に体温・体調確認を行います。
お子さまの体温や体調についても確認にご協力をお願いします。

3 登園の停止、見合わせ等

発熱（37.5℃以上）や倦怠感、呼吸器症状がある場合は、解熱後24時間以上の経過及び呼吸器症状の改善が見られるまでは登園できません。

それ以外の場合でも、体調がすぐれないときは登園をお控えください。

園児本人の発症の他、ご家族で新型コロナウイルス感染症が発症された等、園児やご家族が濃厚接触者となる場合は登園できません。

4 行事等の中止・縮小

自園以外の集団との接触を避けるため、行事等の中止や縮小を行います。
（公共交通機関を利用した移動、屋内施設への遠足、不特定多数による飲食等）

5 集団形成の縮小

通常保育で形成される集団（クラス、園）以上に人が集まらないようにします。

（保護者会等の会合の中止、行事の観覧の規模縮小、他園との交流の中止等）

自宅待機等により仕事を休みされる場合はご自宅で保育をお願いします。また、産休・育休等でご自宅で保育が可能な場合は登園を控え、集団の縮小化にご協力ください。

6 園をお休みされる場合

新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を目的とした園児のお休みについて、2週間以上休園する場合は文京区幼児保育課入園相談係に「休園届」をご提出ください。（この場合、2か月の休園期間上限は適用いたしません。休園期間も保育料は発生します。）

7 臨時休園

園内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、東京都や保健所と状況を確認し、臨時休園となることがあります。

お子さま及びご家族の皆さまにおかれましては、体調にご留意いただき、体調がすぐれない場合は、無理をせずにご自宅で休養してください。なお、新型コロナウイルスの感染が懸念される場合は、「帰国者・接触者電話相談」（文京保健所：03-5803-1824（土日祝除く9時～17時）、それ以外の時間は合同電話相談センター：03-5320-4592）にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

文京区子ども家庭部幼児保育課幼児保育係
03-5803-1189